

国・地域名

インドネシア

【更新】2019年5月

<p>人口・経済発展状況等</p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口：1億2,645万3千人（2018年11月確定値、総務省統計局） ●実質GDP成長率：0.8%（2018年度、内閣府） ●1人あたりGDP（名目）：3万9,306ドル（2018年、IMF） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 2億6,502 万人 ・ 実質GDP成長率 5.2 % ・ 1人あたりのGDP（名目） 3,927 ドル ・ 在留邦人 1万9,717 人 ・ 訪日外客数 39.7 万人 ・ 日本食レストラン数 1,669 店 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年（推定値）、インドネシア中央統計庁（BPS） 2018年、インドネシア中央統計庁（BPS） 2018年、インドネシア中央統計庁（BPS） 外務省「海外在留邦人数調査統計」平成30年要約版 2018年、日本政府観光局（JNTO） 2019年5月（ジャカルタ特別州のみ）、Zomato 	<p>市場規模（2018年、ユーロモニター）</p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生鮮食品：99,810.5百万ドル ●加工食品：182,155.3百万ドル ●アルコール飲料：88,459.7百万ドル ●ソフトドリンク：65,879.8百万ドル ●ホットドリンク：7,601.4百万ドル ●健康ウェルネス飲食品(*)：54,703.8百万ドル ●外食フードサービス：200,015.7百万ドル ●小売・流通業(**)：296,901.2百万ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品 64,926.3 千トン ・ 加工食品 28,211.1 百万ドル ・ アルコール飲料 2,241.6 百万ドル ・ ソフトドリンク 9,958.1 百万ドル ・ ホットドリンク 4,815.3 百万ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康ウェルネス飲食品（*左記カテゴリーと重複） 9,090.3 百万ドル ・ 外食フードサービス 37,987.9 百万ドル ・ 小売・流通業（**店舗型、食料雑貨店に限る、税抜き） 108,840.8 百万ドル <p>※ 小売額。ただし、生鮮食品は小売量を含む総量。ホットドリンクはコーヒー、茶など。</p>
<p>日本からの農林水産物輸出状況（平成30年農林水産物・食品の輸出実績 農林水産省）</p>	<p>18位 67億円 うち農産物46億円(68.4%)、林産物6億円(9.7%)、水産物15億円(21.9%)</p> <p>輸出額の多い品目： 配合調製飼料、播種用の種等、かつお・まぐろ類、さば、ソース混合調味料</p>				
<p>味覚、嗜好上の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人と比較すると、食事は味が濃く、スパイスが効いた辛いものを好む。菓子類は甘いものを好む。 ・ 酸味はあまり得意ではなく、梅干し、酢が効いたドレッシング等はあまり好まれない。 				
<p>制度的制約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛肉：インドネシア・ウラマ評議会（MUI）、もしくはMUIから公認された機関・団体がハラール証明書を発行し、全頭ハラールと畜が行われていると畜場からの出荷が必要。2019年5月現在、熊本県及び徳島県にあると畜場のみが認定を受けている。2016年7月よりプライマリーカットに加えてセカンダリーカットも輸入が可能となった。輸入許可の際に実質的な輸入割当量が決定されている。また、輸入業者、輸入港が制限されている。検疫対象。 ・ 魚類：一般消費用9種類（※1）の輸入が可能（海洋漁業省所管、2015年1月22日発効）。実質的な輸入割当あり。輸入可能な港が制限され、かつ検疫対象。その他の品目は申請が認められれば輸入可能。 ※1 ます（鮮、凍）、太平洋サケ（凍）、大西洋サケ（鮮、凍）、ハリバット（鮮、凍）、たら（鮮、凍）、ロブスター（ホマレス属、凍）、テナガエビ（凍）、のり・こんぶ（乾燥）、イカ（鮮、凍） ・ 加工食品：国家食品・医薬品監督庁（BPOM）にて加工食品流通許可番号（ML番号）の取得が義務付けられている。同番号申請時には、原材料、製造方法を当局に提出し、ラボテストがある。申請期間として平均して6～8カ月程度を要する。2016年9月よりML番号を発行するにあたり、原産国の加工製造業者によるGMP（適正製造規範）、HACCP（危害分析および重要管理点）、ISO22000認証（食品安全）または同種の認定証明書、あるいは原産国政府の監査結果が求められている。 ・ 園芸作物（果実・野菜）：日本産品の青果物でインドネシア国内に輸入が可能な品目は17品目（※2）のみ。そのうちりんごは、2016年4月に生産国認定を受けたことにより、ジャカルタ港からの陸揚げが可能となった。品目により輸入数量割当（クオータ）があり、その量は毎年更新する。申請を行うにあたり農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）認証の提出が求められる。検疫対象。 ※2 アーモンド、りんご、チンゲンサイ、白菜、ぶどう、レタス、きのこ、ネクタリン、たまねぎ、桃、なし、唐辛子、乾燥唐辛子、ラディッシュ、大根、コメ、緑茶/紅茶 ・ 農薬を含む残留化学物質については、日本政府が認証しインドネシア政府が認める検査機関（5カ所）で発行された証明書が必要。また当該検査機関での検査が認められている17品目（※3）が指定されており、当該品目以外は、指定検査機関での検査が行われていないとして、輸入が認められていない。 ※3 アーモンド、りんご、チンゲンサイ、白菜、ぶどう、レタス、きのこ、ネクタリン、たまねぎ、桃、なし、唐辛子、乾燥唐辛子、ラディッシュ、大根、コメ、緑茶/紅茶 ・ 米：検疫対象。2015年1月よりジャボニカ米のクオータが出ず実質輸入停止となっている。コメ加工品、パックスライスは輸入が可能。 ・ 酒類：クオータ制がしかれ、輸入業者、輸入港が制限されている。輸入には、ML番号取得義務（申請期間1年程度）とラボテスト等が必要。 ・ 全体：ハラール製品保証法が2019年10月から施行される。ノンハラールの商品も輸入規制を満たせば輸出・販売可能だが、ラベルに表示をする必要がある。その他細則について確認が必要（2019年6月現在） <p><原発関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【加工食品、ミネラルウォーター】医薬品食品監督庁（BPOM）所管 47都道府県：指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求。 ・ 【牛乳、乳製品、食肉およびその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜】農業省所管 47都道府県：指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求。 ・ 【水産物、養殖用薬品、えさ】海洋水産省所管 47都道府県：政府作成の放射性物質検査証明書を要求。 				
<p>商流・物流・商習慣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールドチェーンが未整備であり、冷蔵・冷凍が必要な製品を輸入する輸入業者は、自社のコールドチェーン完備が義務付けられている。 ・ 小売店では、残りの賞味期限が1カ月未満となったものは店頭には置かない場合が多い。また、日本からの輸送・通関・国内配送までの期間で1カ月を要することもあり、輸入業者は、日本の港を出港する時点で賞味期限が10カ月未満の商品の取り扱いをしない傾向がある。 ・ りんご以外の園芸作物（野菜・果実）は農業大臣規定によりジャカルタ港を使用できず、スラバヤ港等別の港または空輸でジャカルタに入れる必要があり、経費がかさむ。 ・ 日本産品が売られるスーパーマーケットは富裕層を中心としたものからアッパーミドル層を対象にしたものまで範囲が広がってきている 				
<p>日本食普及状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の間に日本食品への信頼感は一般にあるが、ASEAN諸国産の日本ブランド食品と日本製日本食品の区別ができない状態。日本産品は高価であるため、一般消費者は他国の類似商品でより安価な商品を購入する傾向にある。 ・ 日本産品は、現状日本での小売価格の2～3倍程度の価格でインドネシアの店頭と並んでいる。 				